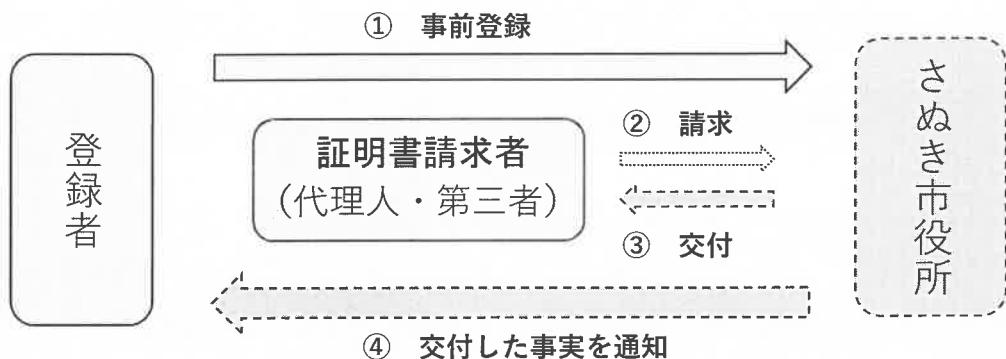


本人通知制度のご案内

本人通知制度とは

登録者の戸籍や住民票を代理人や第三者に交付した場合に、その事実をお知らせする制度で、不正請求の抑止や不正取得の早期発見などを目的としています。



この制度は、第三者の証明書の取得を制限するものではありません。第三者でも法律上の要件を満たしていれば、証明書を取得することができます。

登録方法

登録できる方	さぬき市に住民登録や本籍がある人（過去にあった人を含む。） *国外に転出されている人は除く。
申請場所	市民課、総合支所
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">登録申請書（ホームページからもダウンロードできます。）本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）代理人の申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類 <p>*郵送による申請もできます。（本人確認書類の写しを同封してください。）</p>

通知の内容

対象となる証明書	<ul style="list-style-type: none">戸籍謄抄本、戸籍一部事項証明書（除籍を含む。）住民票の写し、住民票記載事項証明書（除票を含む。）戸籍附票の写し（除附票を含む。）
対象となる請求	<ul style="list-style-type: none">本人等の代理人からの請求代理人以外の第三者からの請求 <p>*国又は地方公共団体等の公的機関による請求は、通知の対象外となります。</p>
通知内容	<ul style="list-style-type: none">交付年月日交付した証明書の種別、通数交付請求者の種別（代理人、第三者の別）
通知時期	原則として、証明書を交付した日から2週間を経過した日以降に登録者本人宛に郵送で通知 <p>*訴訟の提起や債権保全など正当な理由に基づき請求する場合で、一定期間、相手方に知られることなく準備を行う必要があると考えられる権利を保護するためのものですので、ご理解ください。</p>



裏面もお読みください

第三者とは

- ・住民票の写し等は、登録者と別の世帯の者
- ・戸籍及び戸籍の附票は、戸籍に記載のある者、その配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）及び卑属（子、孫等）以外の者
- ・八士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士）
- ・法人

登録の廃止

- ・廃止の届出をした場合
- ・通知先が把握できなくなり、通知書が返戻される場合
- ・死亡、居所不明、国外転出等により住民票が消除された場合
- ・消除された住民票の保存期間が経過した場合

登録の有効期限

有効期限はありません。
廃止となるまで有効です。

登録の変更が必要な場合

- ・本市から転出後、住所変更した場合
 - ・本籍を市外から本市に変更した場合
(婚姻等に伴う場合を含む。)
- *登録申請と同様に郵送による変更もできます。

個人情報の開示請求

代理人や第三者に証明書を交付した内容について詳しく知りたいときは、さぬき市個人情報保護条例に基づく開示請求ができます。

開示請求の場所	さぬき市総務部総務課
受付時間	平日 8時30分～17時15分（休日、年末年始を除く。）
必要なもの	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

*開示請求が認められた場合でも、住民票等を請求した個人の氏名や生年月日等のほか、法人名や請求目的等については、さぬき市個人情報保護条例の規定に基づき、不開示となることがあります。

*開示までは、請求してから2週間程度かかります。

お問合せ先

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所 市民課

TEL 087-894-9218